

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局長 宇 波 弘 貴

円滑な価格転嫁等に資する適切な低入札価格調査の実施等について（依頼）

令和 6 年 9 月 30 日付「低入札価格調査制度の実態調査について（依頼）」（以下、「令和 6 年実態調査」という。）により当省と中小企業庁において実施した調査の結果を踏まえ、低入札価格調査制度の在り方のみならず、官公需を中心とした公共調達の在り方について「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定。以下「新資本実行計画」という。）及び「経済財政運営と改革の方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）により運用の見直しを行うこととされたところ。

このため、低入札価格調査に関する事務を行うに当たっては、より実効性のある調査となるよう、下記に留意することとし、その旨貴省庁関係部局にも周知徹底願いたい。

なお、今後、低入札価格調査制度の実態調査を再度行うことを予定しており、その結果を踏まえて、更なる制度改善の措置を実施する場合があるので、ご承知おき願いたい。

記

1. 低入札価格調査制度の適切な運用の徹底

（1）低入札価格調査制度に関する法令遵守について

低入札価格調査制度は、

- ① 各省各庁の長が、その入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を作成し（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 85 条）、
- ② 入札の結果、入札価格が、①の基準（以下「調査基準」という。）に該当する

こととなったときは、低入札価格調査をしなければならない（予決令第 86 条）とされている。しかしながら、令和 6 年実態調査の結果、調査基準に該当する請負契約について、低入札価格調査を実施していない契約が存在することが判明した。

新資本実行計画において官公需も含めた価格転嫁・取引適正化のための「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行することとされており、この中で低入札価格調査制度について運用見直しを実施することとされている。このため、今後の低入札価格調査制度の運用に当たっては、

- ・ 予定価格が 1,000 万円を超える請負契約については低入札価格調査を導入すること
- ・ 入札価格が調査基準に該当している場合には、調査を確実に実施することとされたい。

（２） 低入札価格調査の実施方法について

低入札価格調査を実施するに際しては、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な人件費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を徴取する等により確認すること。特に人件費等については、

- ・ 過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか、
- ・ 都道府県別の賃金水準など利用可能な資料（※）により適切な単価で積算されているか否か 等

※ 例えば、都道府県別の最低賃金、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃（国土交通省告示）、厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査の賃金指数、各種物価指標などについても可能な限り調査・確認を行うこと。

低入札価格調査により合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、落札者としないうり扱うこと。

なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき閣議決定された「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の第 2、4（３）に記載された事項に特に留意すること。

（３）落札者を決定した場合の情報提供

今後、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされるものと判断された場合についても、上記（２）の観点による調査の内容及び判断理由等を記した資料の提供を求め、当省において更なる運用改善の参考とする予定であるため、ご承知おき願いたい。

２．公共調達における価格転嫁の徹底について

（１）「国等の契約の基本方針」の確実な実施及び周知徹底

国等の契約における円滑かつ適正な価格転嫁等の推進については、基本方針において国等が講ずべき対策が具体的に記載されており、当該対策の実施及び関係機関への周知を徹底すること。

（２）予定価格の適正な作成について

低入札価格調査における調査基準は、各府省において予定価格の一定割合に定められており、予定価格が低すぎると低入札価格であっても低入札と認識されず、予定価格が高すぎると適切な入札価格であっても低入札価格と認識されるという問題が発生する。このため、適切に低入札価格調査が実施されるためには、契約担当官等により予定価格が適正に作成されることが大前提となる。

予決令第 80 条第 2 項において予定価格は、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされていることから、予定価格の作成に当たっては、漫然と前年度の契約金額を参考にするのではなく、適時の市場調査や最新の各種統計等の結果も参照しつつ、人件費、原材料費、エネルギーコスト等についての実勢価格等を適正に反映させるため、基本方針第 2、4（２）適切な予定価格の作成に記載された事項に特に留意して行うものとする。この際、通常見込まれる価格変動についても適切に反映する必要があることに留意すること。

（３）急激な物価変動に伴う契約変更について

複数年度契約の場合や予期せざる急速な物価上昇が生じた場合等において、適切に契約変更を行わなければ契約の内容に適合した履行を期することができない場合がある。このため、

- ・ 労務費やエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があ

った場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うこと。特に最低賃金額の大幅な改定があった場合には当該改定に合わせて契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認すること

- ・ あらかじめ契約変更に関する条項及びその適用条件等を契約書に記載しておくこと。なお、可能な場合には公共工事におけるスライド条項等も参考にする

等に必要な措置を適切に行うこと。なお、対応に当たっては、基本方針第2、4（4）及び（5）に特に留意すること。

3. 所管する独立行政法人等への周知について

上記1. 及び2. の内容について、貴管下の独立行政法人等に対しても、参考を送付し、周知徹底すること。

4. その他

個別の契約事務に当たっては、次の点に留意すること。

- ・ 価格以外のきめ細かな要素を評価することができるよう、必要に応じて総合評価落札方式を積極的に活用すること。
- ・ オープンカウンター方式を採用する場合において、緊急時の対応が必要となるときは、必要に応じて地域要件を設定することも考慮しつつ、上記1. 及び2. の内容を踏まえ、適切に対応すること。
- ・ 契約内容を履行するにあたって、契約内容を分離又は分割することがより効果的・効率的な履行に資する場合にあっては、分離・分割発注を活用すること（基本方針第2、2（2））。